

	ご質問	回答
1	<p>今年は収入が無いのに、納税通知書が届きました</p> <p>私は、昨年（令和2年）12月に会社を退職しました。その後収入が無いのに納税通知書が届きました。どうしてですか？</p>	<p>市・県民税は前年中の収入を基に計算されます。</p> <p>そのため令和3年度の納税通知書に記載された税額は、あなたの令和2年中（1月～12月）の給与収入を基に計算されております。</p>
2	<p>昨年より税額が増えたのですが</p> <p>昨年と収入が同じなのに税額が増えたのはなぜですか？</p>	<p>市・県民税は、収入（所得）と所得から差し引く控除額に基づいて算出されます。そのため収入金額が変わらなくても、昨年より所得控除額が減ると税額は増えることとなります。</p> <p>納税通知書2ページ所得控除額の内容をご確認ください。</p>
3	<p>年の途中で引越したのですが</p> <p>私は、令和3年4月1日に福島市からA市に転出しました。令和3年度の市・県民税は、どちらに納めることとなりますか？</p>	<p>市・県民税は、1月1日にお住まいの市町村で課税されます。</p> <p>あなたの場合、令和3年1月1日時点では、福島市に住民登録があるため、令和3年度の市・県民税は福島市に納めることとなります。（A市では課税されません。）</p>
4	<p>死亡した夫宛に納税通知書が届きました</p> <p>私の夫は令和3年2月に死亡しましたが、令和3年度の納税通知書が届きました。納める必要はありますか？</p>	<p>市・県民税は1月1日にご存命のかたへ課税されます。そのため2月に亡くなられた場合でも、令和3年度の市・県民税が課税され1年分の税額を納めていただくこととなります。</p> <p>納税者が亡くなられている場合、相続人のかたがお納めくださいますようお願いいたします。</p>
5	<p>扶養に入っているはずなのに、納税通知書が届きました</p> <p>夫の扶養範囲の給料でパート勤務をしているのに納税通知書が届きました。どうしてですか？</p>	<p>給与収入のみのかたは、収入が103万円以下であれば扶養に入ることができますが、市・県民税は給与収入が96万5千円を超えると年間6千円の均等割が課税されます。</p>
6	<p>既に納めていますが納税通知書が届きました</p> <p>税額変更があり減額になっていました。多く納めた金額については、どのような手続きを取ればよいのでしょうか？</p>	<p>多く納め過ぎた金額がある場合については還付となります。翌月に納税課から通知が届きますので、手続きをしてください。</p> <p>また、税額変更の結果、追加納付がある場合は納付書または口座振替により差額をお納めくださいますようお願いいたします。</p>